

東かがわ市条例第 15 号

東かがわ市いじめ問題再調査委員会条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第30条第2項の規定による調査を行うため、東かがわ市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 再調査委員会は、市長の求めに応じ、東かがわ市立学校における法第28条第1項各号に掲げる重大事態に係る同項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

(組織)

第3条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、再調査に係る事案ごとに、市長が委嘱する。

- (1) 教育、法務、医療、心理学、福祉等について識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該事案に関する再調査が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 再調査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 再調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 再調査委員会の会議は、公開しない。ただし、再調査委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(調査の権限)

第6条 再調査委員会は、再調査を行うため必要があると認めるときは、当該事案に係る教職員その他の関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同

様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 再調査に係る事案ごとの最初の再調査委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(東かがわ市附属機関設置条例の一部改正)

3 東かがわ市附属機関設置条例（平成26年東かがわ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数	執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	空き家等対策協議会	略	略	市長	空き家等対策協議会	略	略
	いじめ問題再調査委員会	法令、条例等の定めるところによる。					
	介護保険サービス整備予定事業者選定委員会	略	略		介護保険サービス整備予定事業者選定委員会	略	略
略				略			

(東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年東かがわ市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
	区分		報酬の額
	略		略
附属機関	空き家等対策協議会委員		略
	いじめ問題再調査委員会委員	日額	8,000円
	介護保険サービス整備 予定事業者選定委員会 委員		略
	略		略
	略		略